

# 地方公共団体財政健全化法について

## 健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成23年度決算の健全化判断比率を公表します。  
 財政健全化法とは、「早期健全化基準」と「財政再生基準」により各判断比率を算定し、地方公共団体の財政状況を明らかにするものです。当村においては、昨年に引き続き、全ての比率で該当しませんでした。  
 各判断比率は、下記のとおりです。

### 《健全化判断比率》

	村の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	35.00%
実質公債費比率	13.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

### 《資金不足比率》

特別会計名	村の資金不足比率	事業の規模
簡易水道特別会計	—	67,819千円
下水道特別会計	—	102,409千円
観光施設特別会計	—	3千円

#### ●早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが財政健全化基準を超える場合は、財政状況が悪化した要因の分析を行い、判断比率を早期健全化基準未満とすることを目標に「財政健全化計画」を策定し、速やかに公表するとともに知事に報告しなければなりません。

#### ●財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準を超える場合は、財政状況が悪化した要因の分析を行い、判断比率を財政再生基準未満とすることを目標に「財政再生計画」を策定し、速やかに公表するとともに総務大臣に協議し、同意を求めることができます。その同意を得ていなければ地方債が制限されます。

#### ●実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率

#### ●連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

#### ●実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率

#### ●将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

#### ●資金不足比率

公営企業会計（特別会計）の資金不足額の事業の規模に対する比率